

平成 28 年 2 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッセンホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 市場 信行  
 (コード番号 8248 東証第一部)  
 問合せ先 取締役執行役員経営企画本部長 脇田 珠樹  
 (T E L 075-682-2041)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 8 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 17 日開催予定の第 46 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が拡大されたことに伴い、これらの取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 30 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

#### 2. 変更の理由

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 29 条 (省 略)	第 1 条～第 29 条 (現行どおり)
(社外取締役の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 31 条～第 42 条 (省 略)	第 31 条～第 42 条 (現行どおり)

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
 定款変更の効力発生日

平成 28 年 3 月 17 日 (予定)  
 平成 28 年 3 月 17 日 (予定)

以上